

瀧浪 貞子著

『日本古代宮廷社会の研究』

虎尾達哉

本書は瀧浪貞子氏が過去十五年ほどの間に発表された論文に、このたび新稿一挙六篇を加えて一書に編み、広く世に問われたものである。著者の旺盛な探求意欲に先づは敬意を表したい。構成は左の如くである（*は新稿）。

I 皇位と皇統

一章 光明子の立后とその破統

二章 聖武天皇「彷徨五年」の軌跡―大仏造立をめぐる政治情勢―

治情勢―

三章 孝謙女帝の皇統意識

四章 藤原永手と藤原百川―称徳女帝の「遺宣」をめぐる―

―

五章 桓武天皇の皇統意識

II 場の政治学

一章 参議論の再検討―貴族合議制の成立過程―

二章 武智麻呂政権の成立―「内臣」房前論の再検討―

三章 議所と陣座―伏議の成立過程―

四章 薬子の変と上皇別宮の出現―後院の系譜（その一）―
五章 奈良時代の上皇と「後院」―後院の系譜（その二）―
付論 薬子の変
III 宮都の構造

一章 初期平安京の構造―第一次平安京と第二次平安京―

二章 歴代遷宮論―藤原京以後における―

三章 「山背」遷都と和氣清麻呂

四章 造宮官と造宮役夫

五章 高野新笠と大枝賜姓

六章 東朱雀大路と朱雀河

IV 律令課役論断章

一章 歳役の終焉―慶雲三年二月十六日勅にみえる「安穩

条例」をめぐる―

二章 客作児役の史的意義―臨時雑役の源流をさぐる―

付録 「皇居年表」「京職表」解題

一

早速、内容の紹介と個別に気づいた点をI部から順に述べてゆくこととする。

一章は光明立后についての「通説」批判。立后はあくまでも将来誕生するであろう皇子を立太子させるための布石であって、非皇族たる光明自身の即位は全く考えられていなかったという。これも一つの仮説として成り立つ。ただ、岸俊男の即位可能性の指摘が「光明皇后はいわば控え女帝であった、というかたちで受けとめられ、それが今日では半ば常識化している」としているが、

果してどうか。試みに講座類の政治史論文を読み返してみたが、さほどには思われなかった。また、岸の指摘は皇后の有する執政権をふまえたものであったが、この点についての言及はなく、さらに皇太后時代の強権政治を立后政策の破綻に對する藤原氏の「焦燥のあらわれ」とのみ解するのは説得的な議論とはいいがたしい。

二章は天平十二年の聖武天皇の東国行幸とそれに続く恭仁京造営が知識結によって大仏造立を実現するための手続きであったことと、それ故、造都事業の停滞・中止と難波遷都の強行に至り、結果的に造仏事業は挫折したことを説く。聖武の行動が大海人の東国進軍を意図的にまねたものとする指摘は興味深いが、それが大仏造立のための知識結の行動であったとする見解は史料の根拠に欠けている。もし、そのような大義名分があるのなら、何故「朕意ふ所あるにより」などと謎めいた言い方をするのか。また、著者によれば、恭仁京造営の中止の要因は知識結方式の採用（通常方式との併用）にあったことになるが、その具体的な因果関係は不明であり、著者の論旨を客観的に支える根拠も乏しい。恭仁京造営が中止された段階で何故あくまでも平城遷都を避けて難波遷都が強行されねばならなかったのかも理解したい。なお、「此間朝廷」（統紀天平13・11・戊辰条）を「ここにいる期間が限られたものであることを知った上での表現」とするが、「この朝廷」ほどの意味であろう（「此間」に「この間」の意味なし）。

三章・四章・五章は一連の内容を有する。すなわち、三章は草壁皇子の嫡系であるという強烈な皇統意識をもつに至った孝謙がそれが故に傍系の淳仁を廃して自ら重祚に踏み切ったとし、また

重祚後は社会的動揺を乗り切るために道鏡の助力を必要とし、共治体制を実現せしめたと説く。次で、四章は孝謙Ⅱ称徳女帝の信任厚い藤原永手が、女帝の晩年の意をうけ白壁立太子に際して主導的役割を果たしたと推定。永手に従来より積極的な評価を与える一方、黒幕的存在と目されてきた百川はむしろ実務官僚にすぎなかったとする。白壁王擁立はある意味で聖武系皇統継続の可能性をもつものとも指摘。さらに、五章は永手没後に他戸廃太子・山部立太子が良継に支えられた百川によって構想・実現されたと推定。また、擁立当初の桓武には聖武系皇統の意識もあるも、氷上川継事件以後聖武系たりえぬ自らの立場を自覚し、やむなく天智系皇統意識をもつにいたったとも推定する。以上の三論文に貫かれるのは孝謙の強烈な「草壁皇統意識」の存在である。著者はこれを前提として該期の皇位継承を中心とした政治史の叙述に努めている。その意味で一貫しているが、果してさやうの皇統意識がどの程度の影響力をもって実在したとみるべきか。本来論証しにくい事柄をあえて推論している訳であるが、全般にやや強引な論旨展開となっていることは否めない。また、例えば孝謙の「焦り」や「後ろめたさ」、仲麻呂に對する「いらだち」といった確証がたい（同時に否定もしがたい）情緒的表現が多用されていることも読者に困惑を与えかねない。同様の例だが、宇佐八幡神託事件は「一瞬の狂気がもたらした」と説明されても、読者としては俄に判断しかねるのである。なお、統紀宝龜元・8・癸巳条に改竄ありとする点も疑問。明らかに文意の混乱・誤解を来す改竄をすであろうか。史料は能うる限り原文にそって解釈されねばなるまい（例えば「受し道宣曰」と訓むのは如何か）。また、同条の

「定策禁中」について「従来は何か策略をめぐらして決定したと解釈して疑わず」と難じるが、果してそうか。一部にさような理解があったとしても、「定策」が「天子の尊立を謀ること」の謂であることはほぼ常識であろう。

二

次でⅡ部に移ろう。一章は初期参議の職務が「天皇の諮問に応え、各自の立場から意見を具申すること」であり、その特質が「天皇との個人的なかかわりにおいて存在する、私的・非合議的な性格」であったとした上で、かかる非合議的「朝政参議」が天平三年を画期として議政官化し、これによって拡充された議政官集団が合議体制を整え、やがて「公卿」の呼称を獲得するに至ると説く。本章の根幹をなすのは初期参議についてのユニークな性格規定である。しかし、遺憾ながら、全く証明されていない。これは論証が成功していないという次元のものではない。しかるべき論証そのものが欠如しているのである。著者はその性格規定を「前稿」(二章)で「明らかにした」結論であると述べているが、実はこの「前稿」においても論証らしい論証は見当たらない。もっとも、著者は本章でも二章でも、一応次のような主張は述べている。すなわち、大宝二年の参議に散位が任用されていることが「天皇の諮問に答えて政治上の意見を述べる個人的なものであったことを推測させる何よりの材料である」と。しかし、どうして散位の任用が参議の非合議的性格を推測せしめるのであろうか。評者にはその論理が全く理解できない。しかも、右はあくまで大宝二年任用の高向麻呂・大伴安麻呂を散位またはかつて長く散位

であった者と看做した上で話で、実は彼らが散位であった確証はない(安麻呂はもと中納言)。史料上官歴不詳の者を「散位」と読み換えるのは如何なものか。著者も言及する「歴運記」には参議任命についての大宝二年詔が引かれ、そこには「本官如元」と明記されている。すでに職事官に任じていることを前提とするこの一句をば著者はいかに考えるのか。さらに、著者は初期参議の職掌を表すものとして、「待問参議」(中納言設置の勅文)をあげているが、これはその上句との対応から「待問」・「参議」の二文字に分けて読むべきところである。参議を創設当初から議政官と看做す通説的見解(著者の指摘通り評者もその見解を襲う)は、著者の批判にもかかわらず、なお継承されるべきであろう。

二章は武智麻呂と房前に対する従来の評価は不当であり、実際には一貫して優位を保った嫡子武智麻呂が名実ともに不比等の後継者であったとする。しかるに、房前が県大養三千代の引立てによって参議に任命され、さらに皇親勢力に取込まれる形で内臣に任命されてゆく中で、不快感を募らせた武智麻呂が長屋王の変によって房前を封じ込め、ついには自らの政権を確立したと論じる。「凡庸・温良な貴公子」として理解されてきた武智麻呂のイメージにあえて挑み、これを覆そうとした点は高く評価されるべきである。ただ、家伝や統紀の記載が「むしろ精力的・積極的な行動型人間へと成長したことを思わせるに十分である」としている点は如何か。この新武智麻呂像もまた通説同様、著者が述べるほどには「十分な」史料裏付けをもっているとは思えない。また、房前と皇親勢力との関係や武智麻呂の「不快感」についても積極的な根拠に欠けており、要するに憶測の域を出ていない。総じて、

著者の武智麻呂復権への並々なぬ意欲が逆に説得力を損なわしめる結果を招いているのではあるまいか。

三章は平安初期に議所（宣陽殿南廂）が天皇不出御の際の内裏における公卿僉議の場として設定されたが、次第に審議内容が除目・叙位に限定されるようになり、さらに摂政直廬の頻用・里内裏の出現によってその機能を空洞化せしめ、陣座がこれにとつて替わるに至ると説く。伏議（陣定）の確立時期を除目・叙位の審議が議所から陣座に持ち込まれた十世紀半ばに求める。先駆的な研究であることは疑いない。議所から陣座へという基本的な道筋を提起していることも有益であろう。ただ、読後なお一抹の不安は拭えない。議論の根幹たる「議所＝公卿僉議の場」説については史料の根拠が提示されていないのである。「議所が当初から除目・叙位のためだけに設けられたとは思えない」と著者はいう。重大な推測であるが根拠は一切示されない。しかも、この推測が早速次なる議論の前提に据えられてしまうのである。評者は著者の見解の蓋然性は決して低くないと思う。所要の手續きが省かれていられるようになったのは（略）人事権の掌握が天皇権力の中枢をなすものであったから」とするが、これは両者が最後まで議所の案件として残った理由の説明に外ならず、何故その他の案件が陣座で審議されるに至るのか、さらにそのことと光孝朝における陣座の公卿僉議の場としての定着・常態化とどうかかわるのか、今一つ明確ではない点も惜まれる。

四章・五章は薬子の変は前代以来の讓位慣例化の過程で、未だ抑制されざる上皇権力が天皇権力と対立した事件であり、具体的

には平城が還都令を発したことにより平安京外の「別宮」（平城宮）が上皇権力の拠点として機能しはじめたことに起因するとし、嵯峨はこの点を教訓として、京内に後院を創設し、上皇権力の抑制を図つたと論じる。また、その後院の原形・母胎はすでに奈良時代に認められること、さらに院司や後院領の源流もこの時代に見出されることも指摘する。八世紀以来の皇権のあり方こそが薬子の変を惹起せしめたという著者の理解は妥当であると思う。ただ、嵯峨による後院の創設についてはいささか問題がある。何故なら、つとに橋本義彦氏によって拾介抄諸名所部記文の解釈に基づく後院嵯峨朝点定説は疑問とされ、その制は仁明朝初年に至つて始めて開かれたとする推定がなされているからである。著者はこの橋本説に言及すべきであった。また、かりに嵯峨朝に後院が点定されたとして、これが何故「上皇権力のひとり歩きを制限」することになるのか評者には率直にいつて理解しづらい。著者はそれが「内裏内でなく、また京外でもなく、京中に設定された所以」であるとも述べているが、これまた評者の理解を超えている。それぞれの場所が上皇権力を抑制する上でいかなる意味をもっているのか。今少し詳細な説明が必要であろう。なお、二六三頁五行目の『続日本紀』は『類聚国史』または『日本紀略』の誤りであろう。付論については割愛させていただきます。

三

Ⅲ部に移ろう。一章は平安京の平面構成は当初宮域の北に北辺部を擁する藤原京型（第一次平安京）であり、九世紀末の元慶官田制に対応する大藏省倉庫群の再編整備にもなつて宮域の拡張

が行われ、北闕型（第二次平安京）となった事実を明快に指摘し、さらにこの事実を前提として宮門や北辺に関する諸問題を有機的に整合的に解決した著名な論文。従来、平安京のプランについては、鎌倉期書写の京図などによって知られるものが造営当初にまで遡ると漠然と考えられてきたが、著者はこの何人も疑わなかった通念を豊富な文献史料を駆使して鮮やかに覆してみせた。甚だ説得力に富んだ考証であり、指摘された事実はほぼ動かしがたいと思われる。平安京研究史上画期的な発見となったことは間違いない。かくして、造営当初の平安京が藤原京型であるとすれば、自ずと平城京・長岡京のプランについても関心が向けられよう。現に著者はこの両京についても「基本的には藤原京型の平面構成をとっていた」と推測している。詳論を期待したい。ただ、著者は三代実録元慶8・8・28条を史料の根拠として宮城拡張時期を「貞観から元慶にかけての頃」と推定しているが、「元慶にかけて」とはともかく、「貞観から」というのは何に拠るのであろうか。明快な本論文にあってこの点だけは唯一不満に思われる。角田文衛がほぼ著者の説に拠りつつも、宮城拡張期のみは齋賀年間とする異説を述べている（『国史大辞典』「平安京」）こともこれと関連するのであろう（書物の性格上、角田の論拠も提示されていない）。この問題は宮城拡張を元慶官田制と結びつける著者の魅力的な見解に影響を及ぼすと考えられるので、やはり史料の根拠をもって補強する必要があると思う。

二章は藤原京以後も新天皇即位に伴う遷宮（歴代遷宮）が慣例として行われたことを説く。奈良時代においては宮内遷宮、平安時代においては清涼殿の解体新造または鎮祭がこれに当たり、や

がて里内裏の出現・一般化によって終焉すると見通している。従来、都城の成立にしたがって歴代遷宮の慣行も途絶えたとみられてきたが、もはやさような通説は再検討されねばならない。宮都については「新益京」を始め史料的に未解決の問題が少なくないが、本論文によればそれらの多くが合理的・整合的に解釈される点も魅力である。また、何より平安初期に至っても歴代遷宮が「國家恒例」であり、「古往今來」の「故実」であるとされている事実の指摘が重みをもっている。ただ、かかる「恒例」や「故実」が即位に伴うものとして八・九世紀においても何がしかの形で行われていたとするならば、事の性格上正史に明記されてしかるべきであるのに、何故「遷宮」の事実そのものが記されていないのかという素朴な疑問も生じよう。また、著者の推定する平城宮内の遷宮と現在の遺構状況とがどのように対応するのかについても具体的な指摘が望まれる。

三章は長岡・平安両京への遷都に際し、和氣清麻呂が一貫して造都事業に深くかかわったことを指摘。具体的には、長岡遷都時に撰津大夫として難波京解体作業を担当し、平安遷都時には長岡築都の建築や造都の助言を行い、のちに造宮大夫にも就任しているのであるから、著者の指摘に異論はあるまい。ただ、論旨に直接影響しないが、難波京の廃止を副都制の廃止とする岸俊男説への著者の批判は岸の論拠を十分な理由をもって否定したものでなく、要するに「反対」の意思を表明したにとどまっている。

四章は標題の機関と役夫についての総括的説明。

五章は桓武天皇の外祖母土師真妹（高野新笠の母）に対する大枝朝臣の賜姓についての推論。土師氏の中の傍流たる真妹を格上

げするために、新笠の大枝山陵に因んで桓武が追賜したとする。また、光仁の新笠に対する高野朝臣の賜姓についても、山部親王の立太子を正当化するための措置であったと論じる。大枝朝臣については、これを新笠の故地に因むとする説があり、これによれば桓武自身も大枝を故地とすることになる。本論文はかかる学説の論拠が薄弱であることを説く。その通りだと思いが、著者の結論にしても論拠は十分とはいえない。殊に、新笠の命による『和氏譜』の撰上は「それを見るもの(天皇)に、これまでの外祖母に対する扱いが不十分であることを換起させるため」に行われたという著者の理解はかなり強引であろう。また、当時和朝臣氏の「同族」和連氏が高野山陵所在の添下郡大領であったことに着目して、高野朝臣の賜姓についても「桓武が母新笠を介して聖武皇統に連なるための擬制的措置」であったと著者は主張するが、かように重大な結論を導くには余りにも論理の糸が細すぎると思わざるをえない。

四

第六章は平安右京の衰微と鴨東・北郊の市街地化に伴い、朱雀大路が「西朱雀」、東京極大路(二条大路以北)が「東朱雀大路」、鴨川(原)が「朱雀河(原)」と称されるようになったことを多様の史料にもとづいて的確に指摘し、「平安京から京都へ、古代都市から中世都市へ」の推移を読みとる。有益な掌篇である。

の意図があるという。庸の半減が前提となるとはいえず、これではかなりの負担増と思われるが、著者は二十日未満の力役についても有償(功稲支給)であったとして、それなりに考慮されているという。しかし、そのことを示す根拠は何もない。著者自身はさほど意識していないが、本来無償の力役が有償化されたというのは実は重大な修正ではあるまいか。該法令がそのことに全くふれていないのはいかにも不審である。著者は有償であることが「省略されている」可能性を指摘するが、省略されるような事柄ではあるまい。また、かりに有償であったとして、その際の「功稲」と二十日以上に及んだ場合の「公粮」(法令に明記)との関係についても釈然としない。さらに、何故このような力役・輸庸の分立、力役の有償化という重大な修正がこの時なされねばならなかったのか、これまた不明である。それ故、通説克服の姿勢と意欲は十分窺えるとしても、説得力に欠ける嫌いなしとせぬのである。

第二章は雇役から臨時雑役への展開過程に客作児役を位置づける。客作児役とは雇役(造宮役)に代納を取り入れた力役制度であり、これによって従来の雇役の地域的限界が克服され、造宮役の全国的賦課が可能となり、臨時雑役成立の素地が形成されると説く。雇役の弱体化をうけて客作児役が出現するという指摘は有益な問題提起であろう。ただ、多様な力役を含む臨時雑役の源流を雇役(造宮役)とのみ限定するのはいささか無理ではなからうか。

五

最後に、本書全体を通して気の付いた点を述べておきたい。先

づ、第一に、著者は他者の説にさほど関心をもっていないかに見受けられる点である。これは著者にとっても読者にとっても不利益であろう。例えば、著者は随処で「通説」を批判するが、それが通説であることを何らかの論著でもって示すことはあまりしない。また、論文によっては、当然参照されるべき先行学説の全てがカバーされていない場合もある。さらに、他説との異同を明確に示すべき場合でも比較的あつさりかわわしてしまふ点も気になる。例えば、I部一章の光明立后の意図に関する限り、河内祥輔と見解を等しくするにもかかわらず、「聖武天皇側に視点を置いて新しい解釈を出されているが、全体の論旨や意味づけには従えない」と簡単に述べるのみで、具体的に河内とどう切り結ぶのか明らかではない。他説への関心という点では、本書を編む段階での最新の関係論文への言及も一切ない。もっとも、これはこの種の論文集では必ずしもなされているわけではない。しかし、評者の希望としてはやはり補注・補記などでふれてもらいたかった。

第二に、史料の根拠を欠く直感的叙述が目につく点である。著者自身率直に「確証はないが」とか「史料的な根拠は見出せないが」などと前置きする場合もある。もとより、例えば人物の心理や情念あるいは動機など、史料として明確に顕れにくいものについては超歴史的な感覚の援用もある程度やむをえない。しかし、そのような叙述が論旨の中で主要な位置を占めれば占めるほど論

文としての説得力が確実に減退してゆくことを覚悟せねばならないであろう。

第三に、史料解釈に不満の場合が一再ならずある点である。III部一章での著者の巧みな史料操作を知る者にとっては、その力が全篇に亘って発揮されていないことが惜まれる。また、そのことによつて、論理の飛躍や独断的結論の危険を自ずから招いていることを遺憾に思うのである。なお、史料ではないが、著者が多用する「腹臣」（腹心の臣下の意か）なる言葉が気になった。評者の不勉強であればお詫びするが、さような用例を寡聞にして知らない。同じく「所見する」も本来誤用であろう。

以上、不本意にも多く批判的な言辭を列ねてきたが、にもかかわらず、評者はなお本書を魅力的な書であると信じて疑わない。それは何よりも、著者が通説に果敢に挑み、それらに堂々と対峙して、実に大胆な仮説を提示する点で見事に一貫しているからである。本書はかかる意味で奈良平安期政治史についての大いなる仮説の書である。通説に泥んで容易に脱することもかなわぬ評者にとつては読後一種爽快でもあった。こうした議論はさておき、本書の魅力は著者の挑戦的・創造的精神が全巻に遺憾なく発露されている点にこそ存すると思う。この点を強調して擲筆する。

(A5判 五七二頁 平成三年 思文閣出版 一二一五四円)

(鹿兒島大学法文学部助教授)